

各種届(考査欠席届、出席停止届、忌引届)の運用について

1 運用時期

2 学期以降は Classi のみで行います。

2 運用方法

【生徒(保護者入力)】→【保護者承認】→【教務情報部確認】

自分から申請したいときは

①「申請・提出物」
をタップ



②「新しく申請を行う」
をタップ



③提出物を選んで
「選択」をタップ



④記入して
「今すぐ提出」をタップ。



※1 1 学期期末考査においては、学校から入力依頼フォームを配信していましたが、

2 学期以降は各自で入力・申請をお願いします。

※2 考査を複数日程欠席した場合は、その都度、入力申請をお願いします。

例: 1 日目と 3 日目を欠席した場合は、1 日目と 3 日目の 2 回分の申請が必要となります。

証明する書類は、同一のもので構いません。

※3 各種届には以下のデータ添付が必要となります。

考査欠席届: 病院を受診したことがわかるもの(領収書など)

出席停止届: 検査結果(インフルエンザ A、新型コロナウイルス、百日咳など)がわかるもの

忌引届: 会葬礼状や葬儀証明書など

学校感染症について

学校は生徒等が集団生活を営む場であることから、感染症が発生した場合は感染拡大を防ぐため、学校保健安全法（第 19 条等）の規定により出席停止の措置を行います。

出席停止期間は、下記のとおり感染症の種類によって基準が定められています。医師による診断を受け、感染のおそれなくなるまで十分に療養してください。

・手続き

学校感染症と診断されたら・・・

- ① 学校（担任）へ連絡し、登校許可が出るまで（治癒、または感染のおそれなくなるまで）療養してください。
- ② 療養後、Classi 上で『出席停止届』を提出のうえ、登校してください。

＊提出には、検査結果（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）がわかるもの（生徒名・受診日・医療機関名が明記されているもの）のデータ添付が必要です。

＊『出席停止届』の Classi 上での提出方法については、「各種届の運用について」を参照ください。

・出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体:MERS コロウイルスに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発症の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	結核、 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症 （※下記に説明）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症とは

学校で流行が起った場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある場合に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に出席停止の措置をとることができる疾患

・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） など